

# 第 1 回

吉川市都市計画審議会常務委員会

## 会 議 録

平成 2 8 年 7 月 1 5 日 (金)

吉川市保健センター 2 階

集団指導室

様式第3号（第12条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回吉川市都市計画審議会常務委員会
開 催 日 時	平成28年7月15日（金） 午前10時00分から 午前10時30分ごろまで
開 催 場 所	吉川市保健センター2階 集団指導室
出 席 委 員 氏 名	宇田川孝一、立原司朗、池上雅子、岩田京子、小林昭子 齋藤和雄
欠 席 委 員 氏 名	なし
担 当 課 職 員 職 氏 名	都市建設部 部長 関根勇 都市建設部 副参事兼都市計画課長 持齋康弘 道路公園課 課長 岡田康幸 都市計画課 都市計画係 課長補佐 荒木昌彦 道路公園課 公園緑地係 係長 久富芳明 都市計画課 都市計画係 副主査 會田勉 都市計画課 都市計画係 主事 峯岸怜平
会 議 次 第 及 び 会 議 の 公 開 又 は 非 公 開 の 別	1 開会 2 議事 議第56号 越谷都市計画生産緑地地区の変更について（吉川市決定） 3 閉会 すべて公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	なし
傍 聴 者 の 数	1名
会 議 資 料 の 名 称	次第、座席表、議案書、参考資料、配布資料一覧
会 議 録 の 作 成 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録 <input type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会 議 録 確 認 指 定 者	立原委員、岩田委員
そ の 他 の 必 要 事 項	なし

司会(荒木補佐)

定刻になりましたので、ただ今より、第1回吉川市都市計画審議会常務委員会を開会させていただきます。

まず、本日の資料の確認をさせていただきます。配布資料一覧表をご覧になりながら、ご確認ください。最初に、「次第」でございます。続きまして、「座席表」になります。続きまして、「議案書」でございます。最後に、「参考資料」でございます。

「議案書」と「参考資料」は委員の皆様には事前にお配りしておりますが、本日お持ちでない方がいらっしゃるでしょうか。

なお、今回、常務委員会は初めての開催となるわけですが、常務委員会で処理できる案件は、吉川市都市計画審議会条例第7条第1項に審議会の権限のうち、軽易なものと規定しており、具体的には、吉川市都市計画審議会運営規程第5条第2項第1号及び2号に規定されております。第2号につきましては、今回ご審議いただく議案の「生産緑地法第14条の規定に基づき生産緑地地区内における行為の制限の解除をするもの」と規定されており、常務委員会における審議要件を満たしております。

それでは、議事に入ります前に、本日出席しております職員を紹介させていただきます。

まず、当審議会の幹事といたしまして、都市建設部長の関根でございます。

関根部長

関根でございます。本日は宜しくお願いいたします。

司会(荒木補佐)

続きまして、都市建設部副参事兼都市計画課長の持齋でございます。

持齋副参事	持齋でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。
司会(荒木補佐)	次に、道路公園課長の岡田でございます。
岡田課長	岡田でございます。宜しくお願いいたします。
司会(荒木補佐)	以上が当審議会の幹事でございます。 なお、生産緑地の事務担当といたしまして、道路公園課公園緑地係長の久富でございます。
道路(久富係長)	久富でございます。宜しくお願いいたします。
司会(荒木補佐)	続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。 まず、都市計画課副主査の會田でございます。
事務局(會田副主査)	會田でございます。宜しくお願い致します。
司会(荒木補佐)	同じく、都市計画課主事の峯岸でございます。
事務局(峯岸主事)	峯岸と申します。宜しくお願い致します。
司会(荒木補佐)	最後に、申し遅れましたが、私は本日の司会を務めさせていただきます、都市計画課長補佐兼係長の荒木でございます。宜しくお願いいたします。以上が、本日出席しております職員になります。 次に、委員の出席状況につきまして、ご報告いたします。本日の出席状況は、出席委員6名で、欠席委員はございません。 吉川市都市計画審議会条例第7条第3項において準

用する同条第6条第2項の規定による定足数である過半数に達しておりますので、本日の常務委員会は成立いたしております。

次に、常務委員会の運営でございますが、常務委員会は、「吉川市都市計画審議会条例」及び「吉川市市民参画条例施行規則」の他、「吉川市都市計画審議会運営規程」により、運営することになっております。

なお、会議は、「吉川市市民参画条例施行規則」に基づき、原則、公開することになっており、会議の傍聴に関し、「吉川市都市計画審議会の会議傍聴要領」を定めております。また、会議録は、基本的に録音機器を使用した全文記録により作成し、作成後、市ホームページなどで公開することになっておりますので、あらかじめ、ご了承ください。宜しくお願いいたします。

それでは、これより議事へとうつりますが、議事の進行につきましては、吉川市都市計画審議会条例第7条第3項において準用する同条第6条第1項の規定より、宇田川委員長に議長になっていただき、議事の進行をお願いしたいと存じます。

それでは、宇田川委員長、よろしくお願いいたします。

宇田川委員長

皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席を賜り、ありがとうございます。今回の審議案件につきましては、生産緑地地区の変更でございます。皆様のご協力を賜り、進行させていただきますので、どうぞ宜しくお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。座らせていただきます。

まず、本日の会議の公開・非公開の決定を行います。本会議は、原則公開となっております。また、吉川市市民参画条例施行規則第3条第1項各号に該当する場合

には、一部又は全部を非公開とすることができることになっております。本日の会議の内容であります、「議第56号 越谷都市計画 生産緑地地区の変更について」ですが、非公開にする案件ではないと思われませんが、ご異議等ございますでしょうか。

【異議なしの声】

宇田川委員長

それでは、異議なしということで、本日の会議はすべて公開ということで進めさせていただきます。

傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局

1名見えております。

宇田川委員長

それでは傍聴人を入場させてください。議事に入ります前に、傍聴される方に傍聴上の注意を申し上げます。先ほど受付でお配りいたしました傍聴要領をよくお読みいただき、遵守していただきたいと存じます。また、傍聴要領に反する行為をした場合には退場していただくこととなりますので、ご注意をいただければと思います。それでは、これより本日の議案について、審議してまいりたいと存じます。ご協力のほど宜しくお願いいたします。

まず、本日の会議録の署名委員を決めたいと存じます。吉川市市民参画条例施行規則第11条第3項の規定により、私から指名させていただきます。

それでは、立原委員さん、岩田委員さん

以上、お二人にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

宇田川委員長

では、お二人に署名委員をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

「議第56号 越谷都市計画 生産緑地地区の変更について」幹事から説明をお願いいたします。

岡田課長

それでは、内容につきまして私、道路公園課長岡田から説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

お手元の議案書を一枚めくっていただきますと、議案概要一覧表がございます。これが本日の内容を集約したものでございます。こちらをご覧になっていただきたいと思っております。それでは「議第56号 越谷生産緑地地区」について説明いたします。

当市では現在、19か所の生産緑地があり、そのうち第6号と第14号の生産緑地地区に関する変更でございます。まず、第6号生産緑地地区についてでございますが、JR武蔵野線吉川駅の北東約1.9kmの距離でございます。今回の変更によりまして、面積が約0.17haから約0.11haとなるものでございます。第6号生産緑地地区につきましては、したる従事者が疾患により営農を続けることが困難となりました。また、農地を引き継いで営農をされる方がいらっしゃらないということから、生産緑地法第10条の規定に基づきまして、買い取りの申し出があったものでございます。

次に、第14号でございますが、JR武蔵野線吉川駅北東約1.3kmの位置でございます。今回の変更によりまして、面積が約0.15haの全てが廃止されるものでございます。第14号生産緑地地区につきましては、したる従

事者が死亡し、またその農地を引き継いで営農される方がいないということから、生産緑地法第10条の規定に基づき、買い取りの申し出があったものでございます。

以上のことを受け、両地とも生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地地内における行為制限の解除がされたため、変更をするものでございます。

なお、都市計画法第17条第1項の規定に基づきまして、変更案の縦覧を平成28年6月22日から平成28年7月6日まで行いましたが、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

議案書を4枚ほどめくっていただきます。こちらが第6号生産緑地地区となっております。白い枠の中に緑と赤の線で囲っている部分が生産緑地地区になります。その中で赤の斜線で引いている所が今回削除する場所となります。位置につきましては、吉川中央土地区画整理事業地内の北の位置、きよみ野地区と隣接する所で、しげる幼稚園のすぐ東側となっております。詳細につきましては次のページになります。赤の斜線の部分が削除されることから、第6号生産緑地地区につきましては0.11haになるものでございます。

もう1枚めくっていただきますと、第14号生産緑地地区になります。これは南中学校の東側、大字保の地区になります。こちらの場所につきましては、全て削除するものでございます。以上が、議第56号越谷生産緑地地区の変更の説明になります。

宇田川委員長

ただ今幹事様からご説明いただきまして、ご意見、度質問等はございませんでしょうか。

【意見・質問なし】



宇田川委員長

それでは、議題56号生産緑地地区の変更に関する採決をしたいと思います。案につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

宇田川委員長

ありがとうございました。ご異議ないものと認め、本議案は、原案のとおり決定いたします。

それでは、以上をもちまして、本日、諮問されたすべての議案の審議が終了いたしました。ご決定いただきました議案の審議結果につきましては、私から市長あてに、速やかに、答申させていただきますので、ご了承願います。これにて、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

司会(荒木補佐)

宇田川委員長、議事進行ありがとうございました。また、常務委員の皆さまにつきましてはご審議ありがとうございました。以上で本日の常務委員会の内容は、全て終了いたしました。

連絡事項といたしまして、吉川市都市計画審議会運営規程第5条第4項に、「常務委員会において決議した際は、これを委員に速やかに報告しなければならない。」と規定されておりますので、後日、速やかに他の委員へ報告させていただきます。

次第の「その他」についてですが、現在吉川市では、吉川美南駅東口周辺区画整理事業と平沼周辺地区における地区計画の指定及び変更並びに準防火地域の指定など都市計画の決定へ向けて、作業を行っております。順調にいけば、12月下旬に都市計画審議会を開催する

	<p>予定ですので、その際委員様におきましては、またご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>他に何かご意見、ご質問はありますか。</p>
<p>宇田川委員長</p>	<p>私からはございません。委員さんの方は何かありますか。もう審議会の案件としてはございませんので、その他にお聞きしたいことがある方はいますか。</p>
<p>小林委員</p>	<p>いいでしょうか。生産緑地地区は市内に19か所と言っていましたけれど、全部でどのくらいの面積になるのですか。</p>
<p>岡田課長</p>	<p>19か所で2.22haでございます。</p>
<p>司会(荒木補佐)</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>小林委員</p>	<p>はい。</p>
<p>齋藤委員</p>	<p>ひとつ伺いしてよろしいでしょうか。少し大きい話になってしまい申し訳ないのですが、私の住んでいる美南地区で市の方では東口の開発計画を一生懸命やられているんですが、都市計画課と市長がおっしゃっている内容は、どういった関係で情報は回っているのでしょうか。</p>
<p>司会(荒木補佐)</p>	<p>都市計画課と市長の情報ですか。</p>
<p>齋藤委員</p>	<p>そうです。</p>
<p>司会(荒木補佐)</p>	<p>都市計画の情報についてはすべからず市長の方に挙</p>

<p>齋藤委員</p>	<p>げている状況です。</p> <p>なぜこのような事を言うかという、東口の開発も重要だと思いますが、我々が住んでいる西口の方にイオンさんの工事が始まったんですが、市長キャラバンでおっしゃられている内容が都市計画課に伝わってなかったのではないかと思います。きちんと情報が確認されているのか少し心配になった。</p>
<p>司会(荒木補佐)</p>	<p>市長キャラバン実施時の情報は共有しており、当然市長からご指示いただいた事項につきましては、計画の方にも反映させております。</p>
<p>齋藤委員</p>	<p>市民としては都市計画課さんに問い合わせれば情報をいただけると信じていると思いますが、市長の方が情報が早いのではと感じるんですね。</p>
<p>司会(荒木補佐)</p>	<p>都市計画課としては、その時点時点において公表できる事項については公表させていただいているという認識でいます。どうしてもまだ未定な事や公表は差し控えるべきものにつきましては、しっかりと選別して、公表できるものにつきましては積極的に公表させていただいております。</p>
<p>齋藤委員</p>	<p>例えば、イオンさんが来年の9月頃には1号店舗、生鮮食料品がオープンすると、2年目にはショッピングモールがオープンするという話は、都市計画課さんに聞いてもよろしいことなのでしょうか。</p> <p>都市計画課の方で、イオンさんの情報もありますの</p>

<p>司会(荒木補佐)</p>	<p>で、その内でお伝えできるものに関しましては積極的に お伝えしているという認識であります。</p>
<p>齋藤委員</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>司会(荒木補佐)</p> <p>小林委員</p>	<p>他にございますか。</p> <p>今のお話を聞いていると、窓口の都市計画課の方では まだ公開していないけれども、ものによっては市長、政 策室の方に問い合わせると、都市計画課ではお答えでき ないことも公開できるということもあるということであ りましょうか。</p>
<p>司会(荒木補佐)</p> <p>小林委員</p>	<p>基本的には情報は共有しているという それは同時ですか、それとも政策室の方がより知れる ということなのですか。</p>
<p>司会(荒木補佐)</p> <p>小林委員</p>	<p>政策室の方がよく聞けるというのではないはずです。</p> <p>では、同時進行ということですか。</p> <p>そうですね、そういう認識であります。</p>
<p>司会(荒木補佐)</p> <p>小林委員</p>	<p>今のを聞いていると、課の方ではまだ一般には言えな いこともありますという風に感じ、市長、政策室に聞け ば、そちらの判断で情報公開されていないものも言える 場合もあるのかなと。</p> <p>そういう風にとらえられてしまったのなら、自分の説</p>

<p>司会(荒木補佐)</p>	<p>明がうまくなかったと思います。情報的には共有してますのでお伝えすべきことに関しましては都市計画課、あるいは政策室にお尋ねくださっても</p>
<p>小林委員</p>	<p>全く同じということ？</p>
<p>司会(荒木補佐)</p>	<p>そういう認識でございます。 よろしいでしょうか。他に何かございますか。 それでは、これをもちまして、第1回吉川市都市計画審議会常務委員会を閉会いたします。</p>

